

寒川町議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 25 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 14 号

寒川町議会委員会条例の一部を改正する条例

寒川町議会委員会条例(昭和 41 年寒川町条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

別表の総務常任委員会の項中

- | | |
|---|-----------------------|
| 1 | 企画部、総務部及び町民部の所管に関する事項 |
| 2 | 会計課の所管に関する事項 |
| 3 | 消防本部、消防署、消防団の所管に関する事項 |
| 4 | 選挙管理委員会の所管に関する事項 |
| 5 | 監査委員の所管に関する事項 |
| 6 | 固定資産評価審査委員会の所管に関する事項 |
| 7 | その他、他の常任委員会の所管に属さない事項 |

を

- | | |
|---|-----------------------|
| 1 | 企画部、総務部及び町民部の所管に関する事項 |
| 2 | 会計課の所管に関する事項 |
| 3 | 選挙管理委員会の所管に関する事項 |
| 4 | 監査委員の所管に関する事項 |
| 5 | 固定資産評価審査委員会の所管に関する事項 |
| 6 | その他、他の常任委員会の所管に属さない事項 |

に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。